第2回 長野県本人確認情報保護審議会 議事録(2006.2/23)

出席委員

清水勉会長、関聡司委員、御手洗大祐委員、坂本衛委員、片桐雅彦委員

県出席者

田中康夫知事、原修二総務部長、太田寛企画局長、吉澤猛市町村課長、 清水英孝情報政策課長 ほか

(司会)

定刻となりましたので、只今から、第2回長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。開会にあたりまして、田中知事からご挨拶をいただきます。

(田中知事)

どうも、こんにちは。先日は伊那谷の南の方に皆さん行っていただいたそうで片桐委員の地元も訪れたのかな。ご宿泊いただいたのでしたっけ。大変に長い本県でありますので南北220キロもあります。それぞれ気質も違いますので、長野市で会合を行うのとは違う本県の魅力を感じていただけたのではないかと思います。

昨日から県議会がございまして、初日なので2時間15分ずっと立って提案説明というのを読んだのですけど、これの21ページ。実は2月15日に鳥取県の片山善博知事の知事会見というのがありまして、ここも私どもの県同様に、質問した表現者の方のフルネームと媒体名まで発表するという本県と非常に似た会見をしておりますけども、こういう発言をしています。「実は住基台帳ネットワークシステムというのは壮大な無駄の仕掛けですよね。」私が言っているわけではございません。これ昨日読み上げていったら、また私の発言だと最初議員の方は思ったらしいのですけど。「住基台帳ネットワークシステムというのは目に見えませんけれども、もし仮死的な装置だとしたらぺんぺん草が生えていますよ。」成る程と思ったら、南部町長が県知事との会合で困ったものだという発言をしたらしいのですけど。一件あたりの利用が200万円以上になっているというのでしょう。単価で割り戻したらそういうのは財政破綻とか無駄なものを強いていることになっているのではないですか。と町長が言っていましたよね。そのとおりなのです。壮大な無駄ですよとおっしゃっておられますけれども。

いずれにしても、本県は道路も今あるものを、いかに歩道を整備したり、より安全な道路にするかというように維持管理ということを言っていますのは、やはりそこにあるものを真のコンテンツにしようということでございます。皆様の前でお話したことがあるかもしれませんけれども、電気やガスは偉大な発明ですけど、それがそのまま置いてあったら人を殺傷してしまうわけでございますし、あるいは電気やガスを家のところまで届ければ便利だろうというのも、管を引いてもただ管を引くだけではより殺傷する人数が多くなるわけでして、それをどのように、行政はこの利活用という言葉がありまして、利益の利っていうのを書くのですけど。あまり私は好きな言葉ではないのですけれども、皆使っていますけれども、いかにコンテンツにするかということではないかと思います。

そして、それはまさに今、耐震偽装とか偽計取引とか偽という字が言われておりまして、これ私

が25年前に最初の作品を書きました時に江藤淳という人物だけが過分な評価をしてくれたのでございますけれども、この江藤淳はフォニーという言葉を言っておられまして、フォニー論争というのが昔ございました。まがい物の物をですね、まがい物であってはいけない。まがい物を見抜くその目利きというよりも、視力には限度があるし視力は数字しか読めないので、鼻利きでないといけない。五感のもっとも根底は鼻利きによって、フォニーまがい物を見分けることこそが批評家であり表現者だということを私に言っておりましたけど、ある意味では皆様に行っていただく本人確認情報保護審議会という仰々しい名前がついておりますけれども、ここは真のコンテンツは何かということと同時に、やはり人々にとっての安全安心安定というアンサンブルというとおやじギャグっぽいと言われるかもしれませんけれども、そのことをやはり鼻利きとして嗅ぎ分けていただくという作業こそが委員の方々に私が任命をさせていただいて期待をするところでございまして、そのことがまさに今あるシステムをシステムに留めない形にしていく、それがネットワークであろうかと思いますし、そして今日またご議論いただけると大変うれしいと思っております。とうぞよろしくお願いをいたします。

ちょっと私、今日いくつか所用がありまして途中で退席をさせていただくかもしれませんが、終 了後また皆さんのお時間が許せば少しお話をさせていただければと思っております。

(司会)

それでは、これより審議をお願いいたします。清水会長様に議長をお願いいたします。

(清水会長)

それでは、これより審議事項に移りたいと思います。なお、本日の終了は午後3時を予定しておりますのでご協力をお願いします。

まず、審議事項の1の「住基ネットワークに関する市町村調査の結果について」を議題としたいと思います。この調査は、今月の7日、8日の二日にかけて委員5名全員が参加して行われました。 それでは資料の1、委員の所感の部分を除いて事務局の方からご説明いただけますか。お願いいたします。

(吉澤市町村課長)

市町村課長の吉澤猛と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には大変お忙しい中、2月7日、8日と市町村調査をしていただきまして本当にありがとうございます。調査の結果につきましては資料1という形でまとめさせていただいております。一枚目の調査結果のところに書いてありますように4つの自治体にご協力いただきまして、調査事項にありますように運用状況、セキュリティの管理状況、住基ネットの政策的な位置づけ、目標、費用対効果、住民からの要望、議会での論議、国への要望等につきましてお話を伺わせていただいたものでございます。なお、調査結果につきましては、それぞれの自治体固有のセキュリティ上の問題等も含まれておりますために、自治体A・B・C・Dというような形での表示をさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは恐縮でございますが2ページをお願いいたします。まず、自治体Aでございますけれども、住基ネットの運用状況につきまして二つ目のですが、転入転出状況は年間100件程度ということですが、3月・4月の利用が多いということでございました。住基カードの発行につきまし

ては2枚、ただし職員が2人だということの話がございました。実際に利用された例はないということでございます。住民票の広域交付という制度がございますけれども、自治体Aで実際に交付した件数が3件。他のところで交付ということで承認していただきたいということで自治体Aが承認した件数が1件ということでございます。

次にセキュリティの管理状況につきましてですが、2つ目のですが、庁内LANにつきましてはインターネットには接続していないという状況でございます。サーバ室の状況でございますが住基と庁内ネットで共有している、サーバ室自体には鍵がかかっていますが、ロッカー等の鍵はないという状況でございました。パスワードの設定ですが、担当別にそれぞれ決めておりまして、1ヶ月ごとに変更しているという状況でございます。セキュリティポリシーの関係ですけれども文書自体は総務担当課で所管しておりますけれども、担当者は内容は知らないというお答えでございました。下から二つ目のですが、住民票の異動等が長期間ない場合につきましては、住基ネット上に動きが出ないわけでございまして、そのようなことも間々あるということで財団法人地方自治情報センターから問い合わせがあることもあるというお話もございました。ネットワークの保守管理につきましては、県内の業者に委託しているということでございます。3ページにまいりますが、守秘義務条項については加えてある、通常の経費につきましては年200万円程度出しているということでございます。

次に住基ネットの費用対効果についてでございますけれども、2つ目の にありますが、住基ネットよりも下水道・ゴミ問題を優先にすべきだと思うが、これらにまわす予算すら自治体は不足しているのだという話がございました。自治体としての政策的な位置づけというものや目標については特にないというお答えでございました。

4番目の住民や議会の方からの要望・議論等でございますけれども、住民から住基ネットについて意見、要望はない。そもそも関心がないのではないかという感想がございました。住基ネット関連予算につきましては、議会での議論はありますけれども、存在そのものについての議論は特にないということがございました。一番下のでございますが、管理運用経費への財政支援をしてほしいという要望がございました。

4ページをお願いいたします。次に自治体Bでございますけれども、住基ネットの運用状況ですが、転入転出につきましては、年間を通じて400件から500件の間だと。やはり3・4月が多いということでございます。広域交付につきましては、そこに記載のとおり自治体扱いが9件、自治体承認が8件という状況です。住基カードの発行件数ですが、15件。うち住基カードにつきましては顔写真付きのものとなしのものがあるわけですけれども、顔写真付きが11枚、写真なしが4枚ということでございます。

次にセキュリティの状況でございますけれども、既存の庁舎内LANにつきましては情報系と基幹系と2系統に分かれておりまして、情報系のみインターネットにつながっているという状況です。セキュリティ管理委員会というものがありまして、トップは助役、実質的には総務担当課長さんが責任者でございますけれども、設置してございます。セキュリティポリシーというものにつきましても他のシステムを通じて作成しているということでございました。その2つ下のですが、電算室の状況でございますが、施錠につきましては総務担当課、住基ネット担当課の担当が行っているということでございますが、施錠につきましては総務担当課、住基ネット担当課の担当が行っているということでございます。その2つ下、パスワードでございますけれども、個人ごとのパスワードでアクセス制御をされておりまして、90日で変更を強制されてくるということです。職員教育の関係でございますけれども、ポリシー策定の段階で1回実施はしておりますが、その後は継続的に

は実施していない。パソコン操作者、住基端末操作者に対する教育等についても特に実施していないということでございました。その下でございますが、内部監査につきましてはやっていないということでございます。

5ページをお願いいたします。3番目の住基ネットの政策的な位置づけ、費用対効果のところでございますが、住基ネットを導入したことによりまして、転出通知が不要になったのでその点は便利になったが、戸籍の附票というものがございます。これは転入者があった場合に、その住所地の市町村から本籍地の市町村に住所と住所を定めた年月日をお知らせするものですけれども、戸籍の附票につきましては従来どおり行政で行う必要があるので手間としては変わっていないというお答えでございました。公的年金受給者の生存確認の利便があったというお答えがありましたが、その下でございますけれども、住基ネットがない状態での転入転出にかかる費用というのは20万円程度であったのに対しまして、今は300万円の経費がかかってしまう。その内訳ですが、その下のですが、リース料が120万円から130万円、保守管理の委託料が170万円ということで300万円かかっているということでございました。一番下のでございますが、自治体としての政策的な位置づけ、目標というのはないというお答えでした。

4番目の住民からの要望等でございますけれども、2つ目の です。住民からの苦情、要望等はない。そもそも、住基ネットの存在を意識していないのではないかというお答えでございました。 議会ですけれども、その下の ですが、議会で資料を用意して説明した。それで議会での質問については、カードの発行状況、あるいはセキュリティ対策に関するものがあるということでございました。

次ページをお願いいたします。5のその他の一番最後の でございますが、20万円のコストで済むことに300万円もかけている。基礎自治体にとっては、本人確認情報の提供作業よりも、住所認定等の作業の方が重要であるという話がございました。

7ページをお願いいたします。自治体ででございますけれども、まず住基ネットの運用状況ですが、広域交付につきましては月に10件いかないという状況でございます。住基カードの発行状況でございますが、320枚程度ということで徐々に増加しているという状況でございます。その2つ下ですが、議会でいろいろ論議したので議員の方がカードを作ってくれるという話があった一方、その下ですが、住基カードにつきましては高齢者が身分証明書代わりに要望してくることが多いということで、運転免許証等を持っておられない高齢者の方につきましては、写真付きの住基カードというものがそういう役割を果たしているということがございました。また、その背景といたしましては、金融機関が口座開設のときに身分証明書を求めるということがございまして、そのために住基カードを紹介される例が多いということでございます。3つ下になりますけれども、外国人の方が3200人この自治体には住んでおられまして、外国人が利用できない住基カードによるサービスというものを増やすことにつきましては、なかなか難しいのかなというお話でございました。

2番目のセキュリティ管理状況でございますが、サーバの設置状況につきましては管理自体を情報担当課にてやっておりまして、サーバ室というものがございましてそちらに設置されておりました。8ページをお願いいたします。ネットワークの構成状況としましては、住基は既存ネットワークとは別のネットワークとして構築されております。2つ下ですが、管理組織でございますけれども、住基ネットに関するセキュリティ会議、これは総務担当部長がトップでございますけれども、設置されておりますが、運用状況につきましては特にチェックはしていないということでございました。その下ですが、管理規定につきましては、他のシステムも含めましてセキュリティポリシー

というものが決められておりまして、既存ネットワークのセキュリティポリシーにつきましては、情報担当課で作成ということになっております。教育の点でございますけれども、アクセス制御カードの交付の際に説明しているということですけれども、個人情報保護関連などの教育につきましては特にはしていないというお答えでございました。あと毎年1回オペレーションの教育の機会ということで年度当初あるわけですが、その教育の実施についてポリシー文書自体には書かれていないということでございます。その下、運用に関する監査ですけれども、1年に1回実施というお答えです。サーバの設置ですけれども、電算室が別に設けられまして、カードキーがかかっているという状況でございます。その2つ下ですが、住基ネットのパスワードにつきましては、半年に1度変更というシステムになっているということでございます。9ページをお願いいたします。2の一番最後でございますが、保守委託契約につきましては業者に委託している。内容につきましては、バックアップと保守全般。ただ守秘義務条項が入っているかどうかはわからない。あと業者に対する監査というものはしていないというお答えでございました。

3の費用対効果の点でございますけれども、転出の確認というものが確実にできることが役立っていることというお答えがございました。件数につきましては1日10件程度ということで、年間を通じまして2500件という答えでございます。転入転出の自治体間の通知については、葉書を書く手間が省けた分だけ楽になったというお答えがございましたが、その下でございますけれども、誤った字を入力してしまうということも業務上であるわけでございますけれども、その訂正が面倒になっている。従来は、間違えたことをしばらく経ってから気づきましても、それが他のところで使わないかぎり、自分の自治体のデータだけを直せば済んだわけでございますけれども、住基ネットではリアルタイムで県やLASDECに送信されてしまうということで、そちらへの対処もしなければならないので、精神的な負担は重いというお答えがございました。

4 でございますけれども、議会では導入時に大きく議論されましたけど、運用の局面では費用対効果についての議論が多いというお答えでございました。

11ページをお願いいたします。自治体Dでございますけれども、運用状況でございますが、住基カードの発行につきましては2,510枚程度ということで、人口に対する発行率という点でみますと10.12%というお答えでございます。普及した理由でございますが、自動交付機これは印鑑登録証明書の利用のために、あとは発行料金が比較的安いということで、そこに書いてございますように300円というような形となっております。2つとばしまして、先ほどもご説明いたしましたが、年配の方で身分証明だけのために作っている場合が多いのではないか。これは写真付きの場合で銀行が進めている背景があるというお答えでございました。1つとばしまして、住基カードにつきましては独自領域を利用しまして広域で自動交付機によって印鑑証明等でとれるようなサービスを付加しているということでございまして、具体的なサービス内容といたしましては、印鑑証明、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、税証明ということでございます。なお、戸籍関係については全国初の試みであるということでございます。1つとびまして、住民票の広域交付の件数でございますが、月に1人から2人という状況でございました。1番下のでございますが、住基ネットで便利になったかどうかという議論については転出者に確認等とっていないのでわからないというお答えでございました。

12ページをお願いいたします。セキュリティの管理状況でございますが、サーバの設置状況につきましては、サーバ自体を広域連合が運営していますデータセンターに設置しているという状況でございます。1つとびまして、ネットワークの構成状況につきましては、住基ネットは既存ネッ

トワークとは別のネットワークとして構築されている。既存ネットにつきましては基幹系と情報系 ということで、情報系につきましてはインターネットに接続されているという状況でございます。 基幹系、内部業務系でございますけれども、これらにつきましてはサーバは広域連合が運営するデ ータセンターに設置されているということでございます。管理組織等でございますが、既存ネット ワークにつきましては、セキュリティ委員会、助役が委員長ということでございますが、これが設 置されている。住基ネットにつきましては、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程 というものがございまして、担当課長がセキュリティ責任者になっているということでございます。 ただし、ただし書きに書いてございますように、担当者はしっかり把握していないように見受けら れたという状況です。規則の制定状況でございますけれども、既存ネットワーク向けと住基ネット 向けでそれぞれセキュリティポリシー文書というものが作成されている状況でございます。これ以 外に広域連合作成の規則もございます。ただプロシージャーレベルということで手順書レベルの規 程というものにつきましては作成されていないという状況でございます。教育の関係でございます が、全職員向けにセキュリティに関する研修会を1年に1回ぐらいやっている。教育の内容につき ましては、パソコンを持ち出さない、開けっ放しにしない、個人情報の取り扱い、パスワードの管 理(定期的に変更)というような内容ということでございます。13ページをお願いいたします。 運用に関する監査状況につきましては、セキュリティポリシーでは実施することになっております けれども、実績としてはまだ無い。外部監査も検討中ですが、まだ実施していないということでご ざいます。2つとびまして、データセンターとの関係につきましては、運営主体そのものが広域連 合であるということで、セキュリティポリシーにつきましては、広域連合のネットワークシステム セキュリティ規則と自治体Dのものとを併用しているという状況がございまして、広域連合のセン ターと自治体Dとの契約上の関係というものが明確になっていないという状況がございました。

3の関係ですが、2つ目ですけれども、転入転出の手間が省けて便利であるが、住基ネット稼動 以前のことは知らないので、どちらがよいかという比較はできない。また3つ目ですが、引越しを するときは、役所にきてもらった方が役所としては助かるというお答えがございました。国民健康 保険証等の返却等をしていただく必要もあるのでということでした。

住民からのご要望等についてですが、特段要望されたことは無いということでございます。 私からの説明は以上でございます。

(清水会長)

はい、ありがとうございました。それでは、資料1より説明していただいたわけですけれども、 委員5人が全員参加したわけですので、今の説明に補足をする部分があればご指摘ください。感想 や意見等については、この後に伺いたいと思います。

私の方から 1、 2 点確認したいところがあります。 2 ページの下から 3 行目のところに「長期間」とありますよね。これは自治体の方で具体的に期間を答えたのですけれども、事務局の方であえてそこは消されたのですか。私の方で期間を明示したメールを送ったつもりでいたのですが、それは採用されなかったような感じがしたのですけど、そうではないのですか。ここに書き込むのがまずいとかそういうのがあるのですか。

(事務局)

そういう意味は全くありません。もし落としてしまったとしたらこちらのミスですので申し訳ご

ざいません。

(清水会長)

1ヶ月と答えたと思うのですけれども。ここの自治体のケースでは1ヶ月間住民票の異動がまったくなかった時にこういうことがあったのですよという話でした。「長期間」ではイメージが具体的にわかないので答えたとおりでいいかと思います。

それから 7ページですが、7ページの真ん中あたりに図書館カードというのがありますけれども、ここのところは「やめた」というふうに答えていたのではなかったでしょうか。「やめたことがある」というのは、やめてその後復活しているのかなんだかよくわかりません。ここはどうなのですか。 私は「やめた」というふうに聞いていたのですが。

(吉澤市町村課長)

これは会長のおっしゃるとおりでございます。「やめた」ということでございます。すみません。

(清水会長)

そうすると、わかりやすさからすると、「ことがある」というと過去にそういうことが起こっていて現在は違うというニュアンスももってしまうので、「やめた」というように端的に言った方がいいかと思います。

(吉澤市町村課長)

申し訳ございません。訂正させていただきます。「ことがある」を消していただきたいと思います。

(清水会長)

言葉尻に限らず、この報告の中身に足りないところとかがありますか。基本的には皆さんから集めたものを事務局にまとめていただいたのでこぼれていることはないと思うのですが。いかがですか、坂本さん。

(坂本委員)

特にありません。

(清水会長)

片桐さん、どうですか。

(片桐委員)

特にありません。

(清水会長)

御手洗さん。

(御手洗委員)

特にありません。

(清水会長)

関さん。

(関委員)

自治体と広域連合の契約関係が不明確だと、現場ではそういうことで終わったのですが。県の方で調べていただくというお話だったかと思います。それはまだ確認できていないというそういう状況でしょうか。

(清水会長)

今の質問は自治体Dの関係ですよね。

(吉澤市町村課長)

調査から戻りましてから、その広域連合の規約、それと伺いました団体のセキュリティ上のポリシーを確認させていただきましたが、やはりその契約上といいますか、明確にまずい事態が起こった場合の責任関係等についての規程といいますか、そういう記述についてはないという状況でございました。

(関委員)

それ以前に基本的な関係として、自治体から広域連合に業務委託をしているという関係なのか、 それ以外の別の契約関係なのかというようなことがそもそもよくわからなかったので、その辺はど うなのでしょう。

(吉澤市町村課長)

この広域連合もですね、処理する事務というのがその広域連合の規約というところにあるわけでございますけれども、その中に情報センターの設置管理及び運営に関する事務という規程がなされているということでございましたが、個別に業務の中に住民基本台帳ネットですとか、その他の業務名がうまくうたわれていないというような状況でございます。

(清水会長)

広域連合と自治体のところでいっしょにというか交わされている規程のようなものというのは、 我々いただいたのでしたっけ。そもそもいただいてないのでしたっけ、関さん。

(関委員)

ポリシー文書はいただいた。契約といいますか、関係を表す文書は確かいただいていなかった。

(清水会長)

そうですよね。今回の調査でそこのところが我々も関心が高くて、安全な管理とかコストを下げるという意味でもそういうものがうまくできれば、ひとつの問題提起になるかと思っていたのです

が。

(関委員)

運用コストを下げるという意味では広域連合というのは非常に有効だと思うのですけれども、セキュリティ管理の面では例えば責任の所在がどこにあるかだとか、問題が実際起こった時にどういうアクションをとるのか、それの改善をどこが責任をもってやるかというような話になると、どちらが事業の主体なのかというのを明確にしてないと時々齟齬が生じる可能性があるかなと思いまして、そういう意味で確認をしたかったなと思いました。

(吉澤市町村課長)

この広域連合ですね、住民基本台帳ネットワークのセキュリティ規則というものを確認させていただいたのですが、その中の体制というところの第3条でこのように書かれております。住基ネットシステムは関係市町村共通のシステムとして運用するため、セキュリティ確保のための全体的な体制はこの広域連合において統括するものとする。第2項が住基ネットシステム利用部署である関係市町村は、この広域連合が定めるセキュリティ規則に準じて規程を定め連携してセキュリティ保護を図ることということになってございまして、この構成団体でございます市町村においては同じように住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程というものが連携する形で定められている。そこまでは確認いたしております。

(関委員)

今言われた連携というところは、聞き取りの時もその言葉は聞いたと思うのですよね。その言葉を聞いたので、では責任関係どうなっているのでしょうか。という話の流れになっていたと思います。そのような限度の規程があるだけだということなのですか。今の状況では。

(吉澤市町村課長)

私どもが現在まで確認できているのはここまででございます。

(清水会長)

というか。問い合わせをしていただいたのですよね。

(吉澤市町村課長)

問い合わせをさせていただきまして、規程等であるものにつきましてお送りいただいたものが、 それで調べたものが今申し上げた内容でございます。

(清水会長)

はい、わかりました。他に、まず報告の内容の確認なり質問なりですけれども。関さん、他はよろしいですか。

そうしましたら、次に各委員に今回の報告書でも感想を書いていただきましたけれども、その中で特に強調することですとか補足していただくところ、あるいは今後の課題等ですね、意見を述べていただければと思います。坂本さんいかがですか。

(坂本委員)

私の所感というところは19ページでしょうか。基本的にはそこに書かせていただいたとおり、まずこの住基ネットの意義とか、政策的な位置づけとか目標とか、そういったものがどの自治体でもほとんどまともなものがなかったという感想ですね。住民の意識も薄い、議会でもいくらぐらい使っているかぐらいの質問が予算の審議時に出る程度である。結局これは田中知事が、片山さんのペんペん草の話をされていましたけれども、そのようなものだという印象が4つの自治体を回って感じた最大の印象ですね。そこにも書きましたけれども、昔は道路建設部門で箱物というものを盛んにやっていましたけど、新しい情報通信部門の箱物なのだろうと、サーバとかですね、カードの発行機とか、同じようなものがどこの自治体でも並んでいるのを見て、そういうふうに強く感じました。メリット、プラス面とデメリット、マイナス面については先ほどのご報告の中であったように、要するに葉書がなくなったですとか、住基カードをお年寄りでカードを持てない人が作ることができる。そのような話であって、何千億円もかけて日本全体で同じようにやるような話とは到底思えないという感想です。

私が特に強く感じたのは次のページの20ページの というところに書いてある、要するに規模が今回もかなり小さな役場、それから1万人を超えるところ、10万人を超えるところ、うまい具合にいくつかの異なった規模の自治体を見て回ったわけですけれども、それぞれに同じことを押しつけているので、小さいところほど過剰な負担がくる。人もいない。担当者が例えばいろんなことを兼務しているわけですね。水道もやっていれば何もやっていると言ってましたけど。その中で限られた時間とあるいは知識の問題なんかもありますね。そういったもので、小さければ小さいほど過剰な負担がかかっている。だけど、どこも同じようにやれというように今、上から言われているわけで、それについての現場の困惑とか当惑とか混乱とかそういったものがこのシステムは生じているのだなということが確認できたと思います。

セキュリティについては、次のページ21ページの というところに書かせていただきましたけ れども。雛形が上の方からできて、それのとおりに一応決められたことはやる。あるいは決めてあ る。だけどそれは具体的に何だというと、どうもやっているのかやっていないのかわからない。あ るいは紙の上の規程はあるのだけれども、実際の運用は担当者の個人のそれぞれの考え方だとか見 方とかそこにおんぶしているわけですね。ですからどこまで本当にやっているのというようなこと が検証されていないという感じですね。盛んに外部の業者をいろいろ使っているわけですが、そこ とはちゃんと守秘義務があるような契約をやっていますよというのですが、その向こう側で実際ど んなことをやられているかを自治体としてしっかりチェックしているわけでもないという感じがし ました。だからやっぱり言われたことをやっている。自治体の職員それぞれあるいは自治体そのも のがセキュリティってこういうものなのだと、これこれこういう斯く斯くしかじかの理由でこうや らなければいけないのだと自分で思って何かをやっているという感じでは全然ないという感じです ね。ですからこの辺はそこにも書きましたけれども、例えばですけれども長野県がもうちょっとわ かりやすい、これこれこういう理由でセキュリティの施策というのが必要なのよと、例えばパスワ ード1つにとっても、こんなやり方があるのだよというようなことをホームページにちゃんとわか りやすく伝えてあげるとか。これは別にこの県の自治体だけでなくて全ての自治体とか、あるいは 一般の人だってそれを見ればなるほどなと思うことってきっとあると思うのですね。

ちょっと長くなってすみませんが例をあげると、ある自治体の4つ伺った中の1つですけれども、

住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティに関する内規、この例えば第2条というところがあります。パスワードのことについて書いてあるのですね。パスワード管理方法として「第2条 アクセス管理責任者はパスワードの有効期間を設ける。2 アクセス管理責任者は単純なパスワードの設定を禁止する。3 操作者はパスワードについて些細な漏えい、他者が知りうる状態に置くこと等を行ってはならない。4 操作者はパスワードに規則性のある番号または推測可能な番号を用いない。5 操作者はパスワードを定期的にまたは利用頻度に応じてこれを更新する。」とあるのですけれども、単純とは何なのだろうとかですね。あるいはどこまで、例えば誕生日の番号はやばいということはみんな知られているのだけれど、例えば子供の誕生日ならいいのかですね。そういったことってわかりやすく伝えてあげる必要もあるだろうし、定期的にやれというふうに書いてあるのですが。それは1月に一遍なのか半年に一遍なのか。そんなことも本当は一人ひとりわからないわけですよね。そんなことのガイダンスなんかを市町村それぞれがこれをやるのは大変でしょうから、例えば長野県なんかが考えることは非常に意味があるんじゃないかなと思いました。

それから広域連合のところは先ほど関さんがおっしゃったように効率的にはすごくいいのだけれども、責任の所在なんかは曖昧だと。効率を推し進めていくと、長野県の全部の自治体が広域連合を作ってしまった方がいいのか私はよくわからないので、その辺の何かわかるような情報があれば教えていただきたいし、あるいはどうしようもないちっちゃなところだけが飛び地みたいに連合をつくってもいいのかとかですね。そういうことも住基ネットがこのようなしょうもない状態で続くのであればひょっとしたら考えてもいいのかなという感じがします。

それでまとめとしては、お上意識がやはり強いと思いますので、やはり皆さんどこの自治体でも困惑して不満があるわけですね。ただしそれを誰かに言うという感じでは到底ないわけで、例えば県に何かもうちょっと言いたいことがあるのかもしれない。あるいは総務省に対してですね。いろいる言いたいことがあるでしょうが、なかなか小さいところでは、要するにお金をくれるところだと。地方交付税の配分をしてもらうお相手なのだと。そういうところがありますから何も声を上げられていないわけですが、そういったところはもっと大きな県が、それぞれの自治体の考えを代弁しつつ声を上げるというようなことも必要なのではないかとそんなふうに思いました。

おおむね以上です。

(清水会長)

はい、ありがとうございました。片桐さんどうですか。

(片桐委員)

私の所感は22ページからになります。今回の調査では私は現場に近い人間ということですので、委員の皆さんの中では現場で行われているサービスについては少し詳しいということで、そのような観点から、特に運用状況の中で住基ネットによる住民サービスがどのような実態なのかということについて視点をおいて調査してきました。報告の所感のほうにも書いてありますけれども、住基ネットが稼働した当時は、自治体職員の口からは、住基ネットのサービスが効果的であるかどうか、利便性が高いかどうかについては、まだ稼働して間もなかったわけですから、言いづらいという面があったと思います。それから3年半が経ちまして、調査先の自治体の職員の方からは、正直な、といいますか、本当のところをコメントしていただいたというふうに感じました。その中でも、やはり数の上でも見てもらうと分かりますが、付記転入・転出届については、ほとんどゼロという状

態でしたし、それから広域交付ですとか公的個人認証の電子証明のサービスについても、極めて少ないというような利用実績でありました。その中で、さきほどから出ております、広域行政体での連携でこのサービスをおこなっている自治体があったわけですが、ここでは非常に住基カードの交付件数が多くて、有効利用が一見されているように見えたわけなのですけれども、サービスの内容をきちんと見てみると、住基カードのICチップの空き領域を使って、印鑑登録証明ですとか税証明といったものの自動交付サービスを、後から住基カードにのせて付けたというようなサービスでした。この付加サービスは住基カードがなければできないというサービスではなくて、ICカードがあれば、別に住基カードがなくても広域連携でできるサービスであり、そこの部分のサービスについては、実態としては、市町村固有のサービスと言えるのではないかなということを感じました。

それから、さらにこれを、裏付けるかのように、住基カードの交付件数が多い自治体Dにあっても、住基ネットそのもののサービスについては、付記転入・転出の受付実績はゼロでしたし、広域交付の件数も、ほかの自治体に比べて多いというわけではなかったわけです。行政サービスの利便性の向上という点では、稼働から3年半が経過したわけですけれども、サービスと呼べるようなサービスは実態としてはなかったのではないかというふうに思いますし、お答えいただいた市町村の職員の所感も同様のものであったというふうに認識しております。

それから行政事務の効率化というものが、住基ネットの目的のひとつとしてあるわけですけれども、今回は、行政事務の効率化について、深くは調べていません。ただ、効率化の具体例として、どこの市町村の職員からも言われたのが、転入通知が、住民の方が移動したことを転出地自治体へ通知するもので以前ははがきでしたけれども、それを速やかに、ネットワークで確認することができるようになったということでした。ただ、この件数もそれほど多いものではありませんし、特に規模が小さくなると、月によってはほとんど通知がこないという自治体もあるわけですから、メリットと呼ばれるかという問題については、もう少し詳しい調査をしないといけないと思います。ただ、所感としては、とても費用に見合った効果ではないというふうに感じます。

あと、特に職員数の関係については、市町村の規模の大小にかかわらず、関係する職員はどの市町村も2、3名であるということでしたので、市町村の規模が小さくなればなるほど効率は悪くなるということが調査の上では分かったと思います。以上です。

(清水会長)

関さんいかがですか。

(関委員)

私のコメントは15ページからでして、自治体ごとに文章は書いてあるのですけれども、どの自治体にも共通して感じられたのは、セキュリティ管理の仕組みがきちんと機能していないのではないかということであります。セキュリティ管理の仕組みが機能するというのは、基本的には関連する文書、セキュリティポリシーといわれる文書できちんとルールが決められていて、その中で責任の所在とか組織がきめられており、かつ、内部の人間にはそれをしっかり周知している。それ以降は運用の過程できちんとルールが徹底されていることが必要です。また、そういった運営がおこなわれているか監査を行うことも必要ですし、監査の結果、なにかまずいところがあれば、それを直していくという必要があるんですが、どの自治体についても、ここに文書でも書いてあるんですが、担当者レベルの方にかなり依存して運用されているのかなと思われます。これを組織としてのセキ

ュリティ管理の仕組みにしていく必要があるのかなと強く感じました。セキュリティ文書についても、基本的なポリシー文書はあるのですが、具体的な手順書のようなものがなかったりという状況です。また、教育が、1回はやったけれども継続的にはおこなわれていないですとか、監査のルールがなくて、監査も行われていないし、その結果をフィードバックするという、意識であるとか仕組みもない。フィードバックしようにも、セキュリティ委員会的なものがおかれている場合もあるのですが、そういうところに持ち込んで、次の改善策をとっていくというのが、ルールとして明確にされていないというのが、どの自治体にも共通していて、そういったところが大きな問題かなというところです。例えばノートPCのことについて外へ持ち出すかどうかなど色々伺いましたところ、場合によっては持ち出すようなケースもあるということなんですが、管理されていない状態なのでかなり危険性があります。PCの件は非常に細かい点ではございますけれども、ルールから運用の実態まで含めた、やっぱりその全体の問題点を洗い出して、改めてセキュリティ管理の仕組みを構築することが必要なんじゃないかなと感じました。

(清水会長)

ありがとうございます。御手洗さん、いかがですか。

(御手洗委員)

はい。私のほうの所感は18ページからというかたちになるのですけれども、所感も含め今後の調査課題というかたちでまとめさせていただいております。関さんのほうからもご指摘がありましたけれども、運用にかなり問題があるのではないかということを実感しております。この中で特に感じているのは監査の部分でございまして、大体セキュリティ対策というものはPDCAサイクルというものを回すということが基本でありまして、最初にプランして、実行して、その後チェックというのが非常に重要なわけなのですけれども、決定的に監査というものが欠落していると見受けられます。これはさきほどのご報告でもありましたように、金銭的な問題も当然ございますし、あと内部監査も本来やろうと思えば、できることなのですけど、こちらも技術的な専門的な知識が不足しておりまして、そういったガイドライン的なものがないということがありまして、実際は難しいということを今回の調査でいるいろとお伺いしております。根本的にはセキュリティ対策上非常に問題があると考えておりますので、何らかの対策を行っていくことが必要ではないかということを考えております。

それから、もう1点は現行のセキュリティポリシーが形骸化しているのではないかということを考えておりまして、現場の方にいるいるとお話をうかがっている限りですと、どうもセキュリティポリシーに関して詳細に理解してらっしゃる職員がいらっしゃらないのではないかということも感じております。そういうところで、もうちょっと、さきほど関さんがおっしゃっていましたけれども、周知・徹底を定期的にやっていただく必要があるのではと。1回しか教育をやっていないですとか、かなり問題があるのではないのかなというふうに考えている次第です。実際、セキュリティポリシーは立派なものを作られておりますけれども、これを実際の運用でできるかということが疑問視されるものがいくつかございましたので、改めてそういったセキュリティポリシー全体をみていく必要があるんじゃないかなと思います。

あと、費用対効果を見ていきますと、広域連合というものに関して、広域連合に加盟している市 町村の調査をさせていただいたわけなのですが、他の委員の方からもご指摘がありましたように、 小規模な自治体でも大規模な自治体と同じようにシステムを入れていかなくてはいけないが、当然コスト的な負担も大きくなりますし、その重要な情報を管理していかなければいけない、対策上も非常にコストがかかっていくというふうに感じております。そういう意味では広域連合というようなかたちで、うまくその業務を統合していけるという方向があるのであれば、今後のTCOというものを考えていく上でも、効果があるのではないか。先程の報告にもありましたように、契約関係ですとか、事故が起こった際の責任の所在ですとか、実際の保証ですとか、対応の仕組みについてもまだまだ不透明な部分があるのかなということを考えておりまして、そういう意味では、もうちょっと広域連合というものの可能性に関して調査していく必要があるのではないかというふうに思っております。一般住民の方がそもそも住基ネットについて関心がないという状況で、利用実績がほとんどない、そういうところで運用しているのはどうかと思うのですが、今回のヒアリングのなかで感じていた部分でございまして、もうちょっと、多面的に使っていくという方向性、あるいは、やめるといった判断も含めて、もっと住民の方に相談しながらというのも変なんですが、その反応を見ながら、やっていく必要があるのかなと、住民の方の意向を聞いていく必要があるのかなと私としては感じました。以上です。

(清水会長)

ありがとうございます。私のほうは14ページからになりますが、4自治体についてというのが 多くを占めています。もともと規模の違う自治体、それから、割と積極的に取り組んでいるであろ う自治体とそうでない自治体、それぞれ特徴の出る話が聞けるのではないかと思っていました。と ころが、実際に行ってみるとほとんど同じ、ニュアンスがちょっと違うかなという程度で、実はほ とんど同じことを答えているというのが実状でした。これは今回の調査で最も驚いたことです。施 行されてから3年経って担当者が替わっているということもあって、問題意識も施行当初の時より 担当者が持っていたニュアンスとだいぶ違っていました。違っている一方で、今を前提として各職 員の方たちと話をしたわけですけれども、これをどうかしていこうという積極的な姿勢というもの は、率直に言って、どこからも感じられなかった。あるからやっている。どうもっていきたいとい うような意欲も感じられない。住民の側からの意見は出てこない。議会では、予算のときにこれく らいかかりますといった話をすると、費用対効果はどうなんだという、抽象的なことを答えるとそ れでおしまい。そのような状況がどこでも共通しておりまして、この住基ネットというのが存在し、 かなりのお金を費やしている。また、最初の初期投資から5年が経っていて、そろそろ大幅な更新 をしなければいけなくて、相当なお金を使わなければいけない時期が間近に迫っているわけですけ れども、そういう時期にもかかわらず、自治体で費用の見直しが行われていない、ということを強 く感じます。この中で、あまりにも消極的といいますか、今回伺った自治体では住基ネットそのも のが担当職員を除けば、みんなに忘れられてしまっている状況であるものについて、今後どうした いのかということについて意見を聞きましても、どの自治体からも答えが出てこない。これは小規 模自治体に限らず、どの自治体からも出てこない。本当はやめたいんですかということで、自治体 に選択制とか個人選択制とか、どうなんですかということを向けていっても、答えが出てこない。 そういったものに対して、そもそもお金をかけることができないといった雰囲気を何となく感じた のですが、どこの自治体でも答えないというのを共通して非常に不思議に思いました。それを今回 の所感の冒頭に書いてあるものはそういった意味合いも込めて、住基ネットに関する積極的な政策 的な位置づけの目標がどこにもないということを指摘しました。 3 つ目のところに、各自治体とも

住基ネットの有効利用に苦慮していて、費用対効果のバランスを明らかに失している。4点目で、 議会でもほとんど議論されていない。自治事務、自治体財政の健全化という観点からの積極的具体 的な議論が必要だと思われるが、どこの議会でもそのあたりのことはしていない。住基カードの活 用法についても、これは片桐さんからも意見がありましたように、こういった住基カードを発行し ている自治体でも同じような意見が聞けたということについては、ちょっと意外でした。それから 2枚目に「自治体Dについて」というものを書きました。住基ネットのことをどう位置づけるかは ともかくとして、今後のデータ管理のあり方としては、このようなやり方はあり得ることなのかな ということで関心を持ちました。既に出ていますように、法律的な面からいうと、各市町村の自治 事務になっていることの関連で、公的な責任を、どういった形で割り振るかということを明確にし ておかないとまずい。それから、どこにどれだけのお金をかけるかという問題は、それぞれがどの ような責任を負うかということによって、進め方がずいぶん変わってくるんだろうと思います。責 任関係を明確にしておかないと、責任の擦り付け合いになったり、空白部分を生じたりするところ があるかと思います。住民基本台帳法が、住基ネットの管理は基本的に市町村であるとしているこ とを踏まえつつも、住民基本台帳法と地方自治法の解釈と組み合わせれば法的な説明はつくのか、 それとも住民基本台帳法の改正ということも考えていかなければならないのかといった法的なレベ ルの問題と、それと、広域連合が自治体とは別の法人格ですから、そこのところの契約関係で、ど こまでが責任を持って管理をする、どういう問題に対してはどちらが責任を持って対応するという ようなところを明確な規定化をしておく必要があるということを感じました。

そういったところが私の感想です。広域連合について片桐さんいかがですかね。

(片桐委員)

広域連合は、単一の自治体では課題解決が困難な業務について、複数の自治体が連合体を組織して、そういった課題へ対応をするかたちだと思っております。一般的には、例えばゴミの処理の問題ですとか、火葬場ですとかは聞いておりましたけれども、広域連合での情報センターの設置については、全国的にもそれほどないのではないかと認識しております。実際に現場の市町村を見てみると、単一市町村で住基ネットの情報処理をしている自治体に比べると、現場の住基ネットに対するセキュリティの感覚は、割と希薄とまではいいませんけれども、ピリピリとした雰囲気は少ないかなと感じました。住基ネットに関しては現場のほうでは私たちはこのサービスを任されているだけという感じがあって、私としてはそういうところの自治体の職員ではないので、こういうやり方もあるのかなと、感想としてはそんな感じを受けました。

(清水会長)

他の委員の方にも、関さんどうですか。そのあたりのことを記載してありましたっけ。

(関委員)

18ページの上の方にあります。今回、広域の方のデータセンターの視察をしていないので、そちらの取り扱いがどうなっているか、分からないんですが、一般的に考えれば、データセンターというような形にすれば、一定のセキュリティレベルは期待できるのかなと思われます。これは一般論ですが。ただし、先般のモデルというか、広域連合のデータセンターについて懸念しているのは、自治体と広域連合との関係、責任の所在、または責任分解点がどこにあるか、契約が分からないの

で議論のしようがないという状況です。

(清水会長)

そうですね。片桐さんの意見は、おそらくほかの委員さんも感じたと思うんですよね。D以外の自治体で対応していただいた担当職員の方は自分のやっている仕事についているいろと説明してくれましたが、Dでは、「それ、うちではやっていません」という、「私たちのところでは端末があるだけでそれ以外は分かりません」というような雰囲気でした。でも、本質的に考えてみると、管理の部分を他人に預けているにせよ、責任主体というものはもともと地方自治体ですから、地方自治体は説明ができないとまずいですね。しかし、Dでは説明ができないことについて危機感を抱いている様子がありませんでした。説明ができないことに危機感を抱いていないことに、何か危機感を感じます。関さんが指摘している、責任の分解点に関する明確な意識がないように感じました。

(関委員)

センターにサーバを置くというのは、ある種の業務委託としてサービスを受けるということですいので、セキュリティについては、委託元である自治体がまず一義的な責任を負うことになるはずです。委託先であるデータセンターは、契約の範囲内で責任を負い、一義的な責任は、自治体がまず責任を負うというような形になるでしょう。そういう状態であれば、自治体側は、データセンターのセキュリティ管理について、どういう形でデータセンターが運営されているかとか、ルールを規定したりだとか、監査を場合によっては行ったりだとか、或いはトラブルがあれば報告を受けたりといった責任が生じますし、トラブルがあったときの最終的な説明責任というものは自治体にあることになる。意識の問題もそこで高まると思うのですけれども。いろいろな話を現地で聞いた限りでは、先程もいいましたけど、「あちらさんの話になります」という意識が見受けられました。

(清水会長)

坂本さん、どうですか。

(坂本委員)

私も広域連合については、要するに何だかよく分からない。そういうふうにやっているということは分かるし、委託もしているようなんだけど、責任の所在もよく分からない。データをMDなんかで届けるというようなこともあるんだろうけど、そのときに途中で何かが起こるとか、いくらでも問題はあるわけでしょうから、要するに分からないといった感じでしたね。もうひとつ、片桐さんが全国的にも例がないのではないかとおっしゃったようです。これは、事務局あたりで他県とかですね、北海道ではこんなことをやっているというような情報があれば、教えていただきたいと思うのですが。

(事務局)

全国的には例があるかと思うのですが、詳細なデータは持ち合わせていないので、この場でご報告することはできません。申し訳ありません。

(清水会長)

おそらく、住基ネットの関係でデータを集めてというのは、おそらくここが唯一だと思います。これは総務省の方からも支援を得てやっている事業で、一昨年、長野県の前の審議会のほうで、ひとつの形として、それを住基ネットと呼ぶかどうかはともかくとして、個人データの運用管理のあり方として、センター方式でやってはどうかという、ひとつの提案をしておりまして、総務省の方でも、案を採用するような形での補助事業を始めるという動きも始まっていまして、それが今回の長野県の広域連合というのが、いってみれば先駆的な位置づけになるのではないかと思うのです。

(坂本委員)

どちらにせよ、何かしらの調査とかは、御手洗さんが言ったように必要だとは思いました。

(清水会長)

非常に関心が高いところです。住基ネットをどうするかという問題でもありますが、住基ネットを別としても、非常に研究する価値がある仕組みだと思います。では、御手洗さんのほうから、今後の我々の審議会の活動について、広域連合について調査したらどうかという提案がありましたが、関さんもそういう意見ですか。

(関委員)

はい。1回は見てみたいと思います。ただ、データセンターにサーバを置くというのは、ネガティブなイメージではなくて、その範囲内でセキュリティを守るというのは効率的で有効だと思います。

(清水会長)

そうですね。そこもおそらく、皆さんの共通認識だと思います。ですから問題は法律との調整の とれる形になっているかということと、契約上の問題がどうなってるか、そこのあたりをきちんと しないといけないので、はっきりさせておく必要があるかと思います。

(御手洗委員)

そうですね。関さんもご指摘されておりますけど、今回の広域連合のセキュリティポリシーを見たときに、併用という言葉があって、責任の所在が本当によく分からないもので問題だと思うのですよね。

(清水会長)

そうしましたら、この審議会としては、前回の調査を踏まえてですけれども、広域連合について 聞き取りさせていただけるようであれば、それに臨むということで、日程調整とか全員揃うかどう か分かりませんけれども、この方向で事務局の方考えてください。

(吉澤市町村課長)

かしこまりました。

(清水会長)

はい。 それでは今回の調査に関連して今後の活動について何か意見ありますか。片桐さんから 事務の効率化、行政事務の効率化の方をもうちょっとやったらどうかという、お話があったかと思 いますが。

(片桐委員)

はい。住基ネットの目的というのは、行政サービスの利便性が向上する、それから行政事務の効率化が図られるということが、一般的にはよくいわれることです。効率化ということについては細かくまでは調査というか数字として出てきませんでしたので、何らかの調査をする必要があるのではないかなというふうに感じています。前期の審議会では市長村課のほうで効率化について、どのくらいメリットがあるか、デメリットがあるかについて計算をされていらっしゃると思うのですけれども、国民年金の生存証明の話ですとか、そういったものになっておりますので、やはり、自治体の現場でおいて、どういった事務の効率化が図られたのかということを調べる必要があるのではないかなと考えております。

(清水会長)

いかがですか。他の皆さん、手法にもよるかと思うのですけれざも。片桐さんとしては、聞き取るような形で、ひとつふたつの自治体をやるということなのか、それとも、別の方法としてある程度の項目をつくって、県内の全部の市町村に問い合わせをしてみるということなのか、或いはアンケートをやってみて、回答内容からさらに個別調査をしてみるとか、どんなイメージなのですか。

(片桐委員)

そうですね。全体をやらないと分からないと思います。全市町村を調査しないと分からないと思いますので、全市町村を対象にして、調査シートを作って、調査をしていただければと思っています。

(清水会長)

そうすると、それを踏まえた上で場合によったら、個別の自治体をいくつか詳しく調査するといったイメージなのですか。

(片桐委員)

はい。

(清水会長)

という提案ですが、ほかの委員の皆さんどうですか。御手洗さんどうですか。

(御手洗委員)

私もそういう方法でよろしいのではないかと思います。

(清水会長)

坂本さんどうですか。

(坂本委員)

それについては異存ないです。賛成です。

(清水会長)

関さんどうですか。

(関委員)

賛成します。

(清水会長)

そうしましたら、項目については、この場で詰めるわけにはいきませんので、時間外でメールの やりとりか、直接会ってやるかは、また後程決めることにします。いい項目を作らないと答えるほ うも困るでしょうから、その項目を考えて、事務局のほうにも協力していただいて、その項目を作 って、県内の全市町村に回答していただくという方向で進めましょう。

(坂本委員)

それとは違うのでしょうけれど、一人一人の職員、これは何も市町村に限らず、県庁の中でもいいと思うのですが、一体どんなふうにセキュリティといわれたら、どんな意識を持っていて、例えば、今度ありましたよね、海上自衛隊の国家機密が、ノートパソコンから出たのかな。今回、担当者レベルでは、ノートパソコンは持ち出さないと言っていましたけれども、こういったことをどの程度理解しているのかとか、パスワードはひと月にどれくらい変えていますかとか、聞いてみる価値があると私は思います。大規模にやる必要はないとは思うのですけれども、県庁等近隣の大きなところの何百人に聞けば分かることですからね、たぶん相当程度セキュリティ意識は低いし、大体がなあなあでやっている。自分自身で考えても、ネット上でいろんなページがあったりすると思うんですけれど、その管理パスワードを頻繁に変えているかというと、実際変えてなかったりするっていうことがあるわけですから、そのへんをちょっと知りたいなと思うところです。

要するに、海上自衛隊職員に限らず、例えば政治家だってあんなメールを国会で何日も騒ぐ、多分ガセだということで認めたのでしょうけれど、要するにその程度のレベルなわけですよね。葉書の場合、裏は読まれているんだよっていうのは、常識でしょうけれども、例えば保険の関係とか、あるいは役所から来る、銀行から来る葉書だとか、こういうところから来るものは口座名が書いてあるものはシールが貼ってありますよね。ところが私なんかは仕事柄、平気で他人から口座番号をメールで教えてくれといわれることが多いです。私はメールでは自分の口座番号は絶対教えません。FAXか電話にしますって言いますけど。何故ですかって聞くほうの人が多いのですよね、今の世の中。何もこれは自治体職員に限った話ではないので、セキュリティ意識があるのだろうといったところは、ちょっとした調査をやって、大体のところは確認したいなという気はしているのですけれど。

(清水会長)

なんとなく関心は分かりますし、獲得しようとするものも大体イメージできるのですが、どうい

う質問で誰に対してやるかという点はどうですか。つまり誰が実行し回収するかということに関連 しますので。

(坂本委員)

あくまでもイメージはなく、思いつきで言ったまでですが。例えば、私だって今言ったようにすぐに実情は出るでしょうから。でも、そんないろんな自治体を巻き込んで大規模にという感じではなく、やりやすいところでちょこちょことやってみたら、ということでいいんじゃないでしょうかね。あまりデータをもって科学的にどうだというわけではなくて、大体のことが分かれば、じゃあどういった対応が必要なのかという、ガイダンスのネタというか、その程度のことを、私はいいのではないかと思ってますけど。市町村に何か送るというものではないと考えています。

(清水会長)

最初の言い出しからそうだというのは分かるのですが、実際。だから実行するときに、例えば市 町村課、あと何課の人とか。

(坂本委員)

いいんじゃないですかね。そういうものとか、あるいは、県庁の中の応じてくれたようなセクションの方ですとか。それで私は構わないと思うのですけど。

(清水会長)

サンプル的にやってみるということであれば、県庁の中で市町村課を始め、幾つかの課に協力していただくと、そんなところでやってみるということでいいですかね。

(坂本委員)

はい。100人くらいでやってみるということでいいんじゃないですか。

(清水会長)

という案だそうですが、いかがですか、御手洗さん。

(御手洗委員)

そうですね。そういった話もあると思うのですが、今の話に直接お答えするものではないと思うのですけど、やはりその意識の部分、監査の部分は私としても気にしていまして、その辺に関しては何かやりたいなと思っています。意識調査と監査というところです。監査に関しては、もし内部監査を一部やっているところがあるという話しなので、その辺の実態の結果というものを私としては知りたいということと、何か独自に始めるというよりは、今までの内部監査はどうやっていたのか、結果としてどういうものがあがって、どう活かされたのかというのを見ていくべきだと考えています。

(清水会長)

今回、回ったところで内部監査をやったところはありましたでしょうか。

(吉澤市町村課長)

8ページの自治体 C です。

(清水会長)

これについてはCのところから、内部監査でどんなことをやってどんな結果だったかという資料をいただけるかどうか。事務局のほうで問い合わせていただけますかね。

(吉澤市町村課長)

かしこまりました。

(清水会長)

お願いします。話を戻して、坂本さんの提案のようなものを、関さんいかがですか。

(関委員)

具体的にどういう項目について調査していくのか、少しまだ理解できていないのですけど。

(坂本委員)

何でもいいんですよ。あなたのパスワードの管理をどうしてやっていますとか、例えばパソコンの管理の仕方、特に持ち運びできるノートパソコンですよね。

(関委員)

最終的にセキュリティの意識を高める効果は期待できるような形で実施できると非常にいいと思うのですけど、やはり問題になっているのは、自治体のほうでセキュリティ管理といいますか、監査を含めた管理の仕組みが動いていないので、セキュリティ管理についての責任者、それは委員会という形であってもいいし、自治体の規模が小さければ課長でもいいのですけど、その人がきちんと全体の責任をもって意識調査をしたりだとか教育をしたりだとか、あるいは監査をしてその結果をフィードバックしたりというのを根付かせる必要があるかと思います。

(坂本委員)

もちろんそうですね。私たちが行った一番小さい自治体は専門家がやっているわけではなくて、 あのレベルというのは私たちレベルですよね。

(関委員)

専門業者を使ってうまくやるのはそれはそれで効率的で非常にいいと思うのですけど、専門業者がやっている内容を何らかの形で自治体がそこも監査するとか、契約上どう縛っているかだとか、というようなところで担保しなければいけないと思いますし、それ以前に自治体の中で各担当者がどういう意識でやっているのか確認はする必要かあるかと思います。

(坂本委員)

私はもちろん、最初にやるべきことは担当者レベルの話だと思います。しかし担当者も変われば、 自衛隊もそうでしょうけど、中央官庁でもひょいっと持っていかれるノートパソコンみたいな事故 が起きているわけで、担当者だけがきりきりやっても駄目だし、全体の心掛けが必要ですよね。そ れが一体どの程度必要なひどいレベルなのか確かめたいということです。

(関委員)

例えば 課長さんが責任者ですという場合ですと、セキュリティについては、その 課長がトップで色々なことを考えていなければならないわけで、職員がノートPCを自宅に持ち帰って使っていることについて、ウィルスに感染する可能性がある環境だとちゃんと理解した上でそういったことを許可しているならば、ある意味、一応管理をされているのだと考えることができます。住基ネットの環境では絶対に許されないとは思うのですけど、リスクをきちんと認識した上で、行われていることを責任者が理解していれば、それはそれで管理はなされていると思うのですけどね。

(坂本委員)

私は、住基ネットだけに関して先ほどの提案したわけでないので、情報セキュリティ全般のことを、どの程度の理解があるかということは押えておいてもいいのではないかということです。だから担当者レベルでアンケート調査をやるのであればその中に一項目入れてもいいけれども、それとは別にやったらおもしろいのかなと私は思いますけど。

(清水会長)

やってみてもいいかと思うのですが、どういう質問で何を引き出してきて、アンケートをしてくれた人にどう答えていくかがどうも分からなかったのですね。

(坂本委員)

例えば先ほど申し上げたような、県がホームページでも情報発信しているというのが答えになる と思います。落としどころはそういうところです。

(清水会長)

いずれにしても、大規模にお金をかけてやるということではなくて、サンプル的にちょっとやってみようかという話ですね。

(坂本委員)

県の情報発信のページだって私たちか誰かが一日、二日かければできるようなものでしょうから ね。

(清水会長)

そこで読み取れることも限度があるということは十分承知の上で市町村課をはじめとしていくつかのところにちょっとご協力いただくということで考えてみますか。質問項目は委員のほうで検討しましょう。市町村課にもご相談するかも知れませんが。それで、アンケート対象者は何人くらい必要でしょうか。

(坂本委員)

50でも30でも80でもいいじゃないですか。

(清水会長)

50人くらいはあったほうがいいでしょう。アンケート対象者は県庁の中で考えていただけませんか。県内調査と今後の活動については以上でよろしいでしょうか。今後も提案していただいても構いませんが、今日のところはこれで終わらせていただきます。時間が押してしまったので、引き続きまして、住基カードの発行状況についてを議題にしたいと思います。今回配っています資料2、これは住基カードの発行状況についてまとめたものです。当然この前提として各市町村から回答してもらっているものがあるわけですけども、これについては、今回はここの中身まで踏み込んで各自治体の具体的な発行状況を踏まえた議論をいたしたいと思っているのですが、この回答については市町村ごとに市町村課のほうから任意に提供してもらったということで当面は公表しないという話で進めますからこの資料2に関する審議については、とりあえず非公開とさせていただきます。終わった後にまた一般の方に入っていただいて、そこでどんな議論をしたかということについて若干ご説明をします。そういう形で進めたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

~【非公開部分】~

(清水会長)

お願いします。では今日の審議は以上で終了させていただきます。みなさんご苦労様でした。

(司会)

どうもありがとうございました。なお、次回の開催につきましても、あらかじめ委員の皆様のご都合をお聞きいたしまして、ご連絡をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 以上をもちまして第2回の審議会を閉会させていただきます。お疲れ様でございました。